

不法投棄を呼び込まない！

貸し出した土地に大量のごみ混じりの土が持ち込まれ放置される事件が頻発しています。「そんなつもりではなかった」と言っても後の祭り。不法投棄を許さない地域づくりにご協力をお願い致します。

こんな言葉にご用心！

あなたの持っている裏の荒地、**タダで造成しませんか？**
土地の価値が上がりますよ！

ごめん
ちょっと置かせて
すぐ撤去するから！

あなたの持っている空いた土地、**資材置場・土の仮置場**
として1年間50万円で
貸してもらえませんか？

それ、「ごみの捨て逃げ」かもしれません。
捨て逃げされた場合、土地所有者の責任となり、
あなたが多額の費用を投じて処分しなくてはいけなくなるかもしれません。

土地は空いているし、
ちよつとくらくらいな
使ってもいいかも…



資材置場の空き地（イメージ）

賃料収入50万円



蓋を
開けてみると…



実際の不法投棄の被害の様子

処分費1,500万円！

こんなことになるなんて！

●未然防止は、日ごろの心がけから

見回り・清掃・整理整頓

日ごろから地域で声を掛け合い、定期的に見回りをして地域内にごみ捨てられていないか注意しましょう。また、清掃や整理整頓を心がけましょう。

詐欺まがいの土地活用の話にご注意

気安く土地を貸してほしいと声を掛け、ごみの捨て逃げを図る事業者がいます。信用してよい話なのか、一人で決めずによく周り相談しましょう。

●不審に気づいたら 一早期発見！早期通報！

行為者、対象物の確認

見知らぬ者が勝手に物を持ち込んでいないか、持ち込まれるものがごみではないか、ごみが混じっていないか等、よく確認するようにしましょう。

すぐさま通報！

一旦持ち込まれたごみはなかなか撤去されません。不審なごみの持ち込み、積み置きを少しでも確認したら、警察もしくは環境事務所に連絡してください。

土地使用の承諾、賃借の約束・契約は慎重に。不審があれば、まず連絡を！

不法投棄の罰則 (個人の場合)

5年以下の懲役
もしくは
1千万円以下の罰金

不審な話を聞いたら・不審なごみを見かけたら、
環境事務所もしくは警察に連絡してください！

高島環境事務所：0740-22-6066
高島警察署：0740-22-0110